

決議第1号

南部水道企業団水道施設等の視察について

南部水道企業団議会は、地方自治法第100条第13項及び南部水道企業団議会会議規則第92条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和4年12月20日提出

南部水道企業団議会議長 神谷 信夫

記

件名（南部水道企業団水道施設等の視察について）	
①目的	南部水道企業団の水源地、摩文仁浄水場の運用について知識を深め、水道施設等の稼働状況と水運用を視察する
②視察場所	ギーザ地下ダム、摩文仁浄水場、八重瀬第一・第三配水池、新城ポンプ場、県企業局伊覇調整池、新川第二配水池、県企業局津嘉山調整池
③日程	令和4年12月20日（火）13時から15時まで（2時間程度）
④派遣議員	議員全員

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する